



1992年(平成4年)1月、放送法施行規則の改正によりコミュニティ放送が法制化されました。コミュニティ放送とは、電波法施行規則や放送法に定義する超短波(FM)放送のひとつですが、従前からの放送局同様、れっきとした基幹放送局です。

これは多様なそして個性的な地域づくりの提唱に基づきその一環として作られた制度で、規制緩和によって創設されたものですので、免許申請の際に提出しなければならない添付資料は、他の基幹放送局の場合に比べかなり省略されています。また、必要とする無線従事者の資格も「第二級陸上無線技術士以上」と緩和されています。

地上基幹局ですが、放送対象区域は、従来の広域放送や県域放送より狭く、原則として、市区町村単位のニーズにこたえるための地域密着、市民参加、防災あるいは災害時の放送を特徴としています。FM周波数帯域を使用するので「コミュニティFM局」ともいわれ、もちろん市販のFMラジオで聴取することが出来ます。以前の、微弱電波を使用する免許を要しない「ミニFM局」と混同されることがありますが、まったく異質の放送局です。

地方自治体は、特に、防災行政無線の整備に比べ経費が1/10から1/100と低いため、地方自治体が第三セクターの会社を設立し参入する例も見られます。

告示、「基幹放送用周波数使用計画第一総則」により、原則として、周波数は、76.1、76.2、76.3、76.4、76.5MHzのいずれか、空中線電力(空中線に入る電力で、送信機電力に近い値)は20W以下ですが特例として50Wの局もあります。ただし実効輻射電力(ERP)は上限はありません。

コールサインは、「JOZZ」で始まり、その後に「1数字」に「2英字」最後に「FM」が続きます。

コミュニティ放送局の全国の開局数は、総務省資料(平成27年3月現在)

で 287 局あります。実際に使用されている周波数は、前記の 5 周波数のほかに FM 放送としての割当基準に合致する範囲内で非常に多くなっています。これらの放送局の全国組織、日本コミュニティ放送連盟 (JCBA) がありますが、これへの加盟数は 218 局となっています。

関東地方等におけるコミュニティ放送の割当周波数は逼迫しており、これへの対応のため、2014 年(平成 26 年)10 月、関東総合通信局は、「関東地域におけるコミュニティ放送について東京 23 区及びその周辺における周波数の選定が困難な状況の解消」を発表し、85～90 MHz (旧 1 チャンネルのガードバンドとしていた帯域) と 90～95 MHz (旧 1 チャンネルの帯域) を東京 23 区とその周辺における新たな割当周波数とする方針が示されました。これにより、今後、コミュニティ放送の開局が進行すると思われます。

1995 年(平成 7 年)1 月の阪神大震災では、免許を要しない「ミニ FM 局」として運用中の放送局が災害発生時の地域情報の提供を中心とした放送を行い高い評価を受けました。これらのミニ FM 局は、その後コミュニティ放送局に発展して、災害時の情報伝達手段としての地位を不動のものとしています。

その後も、2004 年(平成 16 年)の新潟県中越地震、2008 年(平成 20 年)の岩手宮城内陸地震、2011 年(平成 23 年)の東日本大震災の際に、コミュニティ放送局の施設を中心として臨時災害放送局の開設や臨時の措置としての放送機出力の増強による情報伝達範囲の拡大、既存 FM 放送局の全国ネットワークへの接続による全国中継などコミュニティ放送局開設の使命を遺憾なく発揮しました。

最後に、コミュニティ放送にまつわるトピックスをいくつか紹介しましょう。

- ・ コミュニティ放送局の第 1 号は、函館市の「FM いるか」で 1992 年(平成 4 年)12 月に開局しました。
- ・ コミュニティ放送局のない都道府県は、栃木県です(平成 27 年 3 月現在)。ただし、平成 27 年 1 月、栃木市の「とちぎシティ FM」に予備免許が

与えられ開局準備中です。(2015年(平成27年)11月開局予定)

- 空中線電力の最大の局は、例外措置ですが、「FM 久米島」(FM くめじま) 80W、「エフエム稚内」(FM わっぴー) の 50W があります。
- 県境を越えた放送区域をもつコミュニティ放送局は、エフエム熱海湯河原局です。